

美幌町法令遵守の推進に関する条例（素案）

目次

- 第1章 総則（第1条～第7条）
- 第2章 職員等の公益通報（第8条～第15条）
- 第3章 不当要求行為等に対する措置（第16条～第19条）
- 第4章 雑則（第20条～第21条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、美幌町自治基本条例（平成23年美幌町条例第8号）に基づき、公益通報及び不当要求行為等に関する体制を整備するとともに、職員の職務の公正かつ誠実な執行に資する措置を講ずることにより、町政における法令遵守の推進を図り、もって町民の信託に応える町政を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する一般職及び特別職をいう。
- （2）職員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 職員
 - イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により町が指定した指定管理者（以下「指定管理者」という。）の役員及び従事者
 - ウ 町から事務又は事業を受託した事業者の役員及び従事者
 - エ 町が資本金、出資金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資する法人又は団体（以下「出資団体等」という。）の役員及び従事者
- （3）任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。
- （4）法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、町の執行機関（地方自治法第138条の2に規定する執行機関をいう。以下同じ。）が定める規則その他の規程をいう。
- （5）通報対象事実 職員の職務及び町政に関する法令違反（法令に基づく権限を行使すべきであるにもかかわらずこれがされない場合又は法令に基づく裁量権の範囲をこえ若しくはその濫用がある場合を含む。）の事実をいう。

(6) 公益通報 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報することをいう。ただし、不正な利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的とするものを除く。

(7) 要望、提案等 職員の職務及び町政に関する要望、提案、提言、相談、意見、苦情、依頼その他これらに類する行為をいう。

(8) 不当要求行為等 次に掲げる行為をいう。

ア 町の執行機関及び指定管理者（以下「町の執行機関等」という。）が行う申請（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する申請をいう。）に対する処分又は請負その他の契約に関して、正当な理由なく、特定の者に対して不当に有利な又は不利な取扱いをするよう要求する行為及び入札その他の事務の公正を害する行為

イ 町の執行機関等が行う不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。）に関して、正当な理由なく、当該不利益処分の名宛人となるべき者のために、当該不利益処分を行わないよう、又は処分内容を緩和するよう要求する行為

ウ 職員の人事（採用、昇任、降任、転任等をいう。）について、正当な理由なく、有利な又は不利な取扱いをするよう要求する行為

エ 正当な権利がないにもかかわらず権利があるとし、提供を受けた役務に瑕疵がないにもかかわらず瑕疵があるとし、若しくは交通事故その他の事故による損害がないにもかかわらず損害があるとし、又はこれらの瑕疵若しくは損害の程度を誇張して、損害賠償、解決金その他これらに類する名目で金品、便宜等を要求する行為

オ 職員が正常な状態で面談することが困難である、又は職務の遂行に支障が生じるおそれがあるため断ったにもかかわらず、強行に脅迫的言動を用いて、又は不快感を生じせしめるほど執拗に、面談を強要し、又は営業を行う行為
カ 身体の一部若しくは器具を使って故意に相手を傷つけようとする行為、職員が恐怖を感じ反論し得ない状況に追い込む程度の脅迫又は業務ができない程度のけん騒にわたる行為を用いて要望、提案等を行う行為

キ 庁舎等の施設の保全若しくは秩序の維持又は本町事務事業の適正な遂行に支障を生じさせる行為を用いて要望、提案等を行う行為

ク 前各号に定めるもののほか、職員等の公正な職務の遂行を妨げる行為を用いて要望、提案等を行う行為

（職員の倫理原則）

第3条 職員は、町民全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について町民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等町民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、公共の利益のために常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

- 2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務及び地位を自ら又は自らの属する組織の私的な利益に用いてはならない。
- 3 職員は、法令により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の町民の疑惑又は不信を招くような行為をしてはならない。
- 4 職員は、法令の遵守を常に意識するとともに、自らの行動が公務の信用に影響を及ぼすことを深く認識し、その資質の向上及び倫理の高揚に努めるものとする。

(町の執行機関等の責務)

第4条 町の執行機関等は、職員等の資質の向上及び職員の倫理の保持を図るため、法令遵守に関する啓発、体制の整備、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

(法令遵守監察員の設置)

第5条 町長は、公益通報及び不当要求行為等について、公正かつ中立な立場で適切に処理するとともに、公益通報をし、又は不当要求行為等の報告をした職員等の保護を図るために、公益通報の受付その他の業務の委託契約（以下「法令遵守監察契約」という。）に基づき、法令遵守監察員2人を置く。

- 2 法令遵守監察員は、弁護士であって、地方自治法第252条の28第3項各号の規定に該当しないものでなければならない。
- 3 町長は、法令遵守監察契約を締結しようとするときは、その選任について、あらかじめ議会の同意を得なければならない。
- 4 法令遵守監察契約の期間は2年とし、再契約を妨げない。

(法令遵守監察員の職務等)

第6条 法令遵守監察員は、次の各号に掲げる職務に従事する。

- (1) 公益通報に関する受付、調査、是正の勧告その他この条例に定めること。
- (2) 不当要求行為等に対して講ずべき措置等の助言その他この条例に定めること。
- (3) その他この条例の実施に関し必要な意見を述べること。

- 2 法令遵守監察員は、それぞれ独立して職務を行う。ただし、相互に協力することを妨げない。
- 3 法令遵守監察員は、その監督の下、第1項各号に掲げる事務を他の者に補助させることができる。この場合において、法令遵守監察員は、当該補助させる者を適切に監督しなければならない。
- 4 法令遵守監察員及びその補助者は、第2項の規定により他の法令遵守監察員と協力する場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を終えた後も、同様とする。
- 5 法令遵守監察員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件に関与することができない。この場合において、当該法令遵守監察員は、他の法令遵守監察員に事件を送付しなければならない。

(法令遵守監察契約の解除等)

第7条 町長は、法令遵守監察員が第5条第2項の規定に該当しなくなったときは、当該法令遵守監察員との法令遵守監察契約を解除しなければならない。

2 法令遵守監察員は、前項の規定による場合、心身の故障のため職務の遂行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他法令遵守監察員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、法令遵守監察契約の期間中、その意に反して当該法令遵守監察契約を解除されることがない。

3 法令遵守監察契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

4 法令遵守監察員は、法令遵守監察契約の期間満了又は解除による終了時において担当する事件があるときは、当該事件に関する事項及び資料等を他の法令遵守監察員又は新たに選任された法令遵守監察員に引き継がなければならない。

第2章 職員等の公益通報

(公益通報の方法)

第8条 職員等は、法令遵守監察員に対し、自己の氏名を記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)をもって公益通報をすることができる。ただし、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由の裏付けとなる資料を提示したときは、匿名で公益通報をすることができる。

2 職員等は、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対し、公益通報をすることができる。

(1) 公益通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合

(2) 公益通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合

(3) 任命権者又は他の職員等から公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合

(4) 公益通報をした日から20日を経過しても、当該通報対象事実について、法令遵守監察員から調査を行う旨の通知がない場合又は法令遵守監察員が正当な理由がなくて調査を行わない場合

(5) 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

(公益通報に係る相談)

第9条 職員等は、公益通報をしようとする内容が通報対象事実該当するかどうかについて、あらかじめ、法令遵守監察員に相談をすることができる。

(公益通報に係る調査の開始等)

第10条 法令遵守監察員は、第8条第1項に規定する公益通報に係る書面が到達したときは遅滞なく調査を開始し、その旨を当該公益通報のあった日から20日以内に当該公益通報をした職員等に通知しなければならない。ただし、匿名でされた公益通報の場合又は公益通報をした職員等が通知を希望しない場合は、この限りでない。

2 前項の規定により開始した調査は、おおむね3箇月で終了するよう努めるものとする。ただし、事件の困難性その他の事情があるときは、この限りでない。

(公益通報に係る調査の方法等)

第11条 法令遵守監察員は、公益通報に係る調査のため必要があると認めるときは、町の関係機関に対し説明を求め、その保有する帳簿、関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地調査をすることができる。この場合において、職員等は、法令遵守監察員の調査に協力しなければならない。

2 法令遵守監察員は、公益通報に係る調査のため必要があると認めるときは、関係者及び関係機関に対し、質問し、事情を聴取し、又は実地調査をすることについて、協力を求めることができる。

3 法令遵守監察員は、公益通報に係る調査に当たっては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 法令遵守監察員は、公益通報に係る調査のため必要があると認めるときは、専門的事項又は技術的事項について、専門的知識及び経験を有する者に対し、調査、分析、鑑定等（これらを次項において「調査等」という。）を依頼することができる。

5 本条の規定により公益通報に係る調査等に関係した者は、当該調査等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、この条例の規定により公表された事実については、この限りでない。

(公益通報に係る調査の中止)

第12条 法令遵守監察員は、次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の規定により開始した調査を中止するものとする。

(1) 通報対象事実について、不服申立て、訴訟その他の紛争処理手続がされているとき。

(2) 通報対象事実について処分等の権限を有する行政機関に対する公益通報がされ、当該公益通報に係る調査等がされているとき。

(3) 町の執行機関が通報対象事実の是正に必要な措置（以下「是正措置」という。）を講ずるとともに、当該是正措置の内容を公表したとき。

2 前項の規定により法令遵守監察員が公益通報に係る調査を中止したときは、その旨を当該公益通報をした職員等に通知しなければならない。

3 第10条第1項ただし書の規定は、前項の規定により通知する場合について準用する。

（公益通報に係る調査の結果の報告及び勧告等）

- 第 1 3 条** 法令遵守監察員は、公益通報に係る調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、その理由を記載した書面及びその裏付けとなる資料を添えて町長及び当該公益通報に係る町の執行機関に報告するとともに、当該町の執行機関に是正措置を講ずるよう勧告しなければならない。ただし、法令遵守監察員は、正当な理由があるときは、その理由の裏付けとなる資料の添付を省略することができる。
- 2** 法令遵守監察員は、前項の規定により報告及び勧告をしたときは、その内容を当該公益通報をした職員等に通知しなければならない。
- 3** 法令遵守監察員は、公益通報に係る調査の結果、通報対象事実があると認められないとき（通報対象事実の存否が明らかでないときを含む。）は、その旨を当該公益通報をした職員等に通知しなければならない。
- 4** 第 1 0 条第 1 項ただし書の規定は、前 2 項の規定により通知する場合について準用する。

（是正措置等）

- 第 1 4 条** 町の執行機関は、前条第 1 項の規定により勧告を受けたときは、その内容を速やかに公表するとともに、是正措置を講じなければならない。
- 2** 町の執行機関は、前項の規定により是正措置を講じたときは、遅滞なく、当該是正措置の内容を法令遵守監察員に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3** 前 2 項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法によるものとする。
- 4** 法令遵守監察員は、町の執行機関が第 1 項若しくは第 2 項の規定による公表をせず、又は第 1 項の規定により速やかに是正措置を講じないことが明らかなときは、公益通報に係る調査の結果及び勧告の内容を自ら公表し、又は当該通報対象事実について処分等の権限を有する行政機関若しくはその者に対し通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対し、通報することができる。
- 5** 本条の規定により公表をしようとするときは、美幌町個人情報保護条例（平成 1 7 年美幌町条例第 2 9 号）の趣旨にのっとり、個人情報の保護に留意しつつ、関係者の正当な利益又は公共の利益を害することのないよう努めなければならない。

（公益通報等をした者の保護）

- 第 1 5 条** 公益通報又は公益通報に係る調査の協力（以下この条において「公益通報等」という。）をしたことを理由として任命権者が行った解雇は、無効とする。
- 2** 公益通報等をした者は、公益通報等をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いをも受けない。
- 3** 公益通報等をした者は、公益通報等をしたことによって不利益な取扱いを受けたときは、法令遵守監察員にその是正を申し立てることができる。

- 4 法令遵守監察員は、前項の規定により申立てを受けたときは、当該申立てに係る不利益な取扱いの事実について、第11条から前条までの規定に準じて調査、報告及び勧告等をするものとする。

第3章 不当要求行為等に対する措置

(要望、提案等に対する基本原則)

第16条 町の執行機関は、町民の町政への参加と協働を実現するため、町政運営に対する要望、提案等の重要性を十分に理解し、誠実にその内容を受け止め、適正に対応しなければならない。

- 2 町の執行機関等は、特定の者を特別に扱うことを求める要望、提案等に対しては、他の者の権利及び利益を害さないよう十分に留意し、正当な理由なく、特定の者に対して便宜又は利益を図ることにならないよう慎重かつ適切に対応しなければならない。

- 3 町の執行機関等は、要望、提案等が不当要求行為等に該当すると認める場合は、これを拒否しなければならない。

(不当要求行為等に対する措置等)

第17条 町の執行機関等は、不当要求行為等があった場合は、町民に信頼される公正な職務の遂行及び職員等の安全の確保を図るため、複数の職員等により、組織的に毅然とした態度で対応しなければならない。

- 2 町の執行機関等は、不当要求行為等があった場合は、不当要求行為等の内容を記録するとともに、不当要求行為等をした者に対し、口頭若しくは書面により注意し、又は警告し、その要求に応じることができない旨を回答しなければならない。

- 3 町の執行機関等は、前項の規定による回答をしたにもかかわらず、不当要求行為等をした者が当該不当要求行為等を中止しないときは、退去を命じ、又は警察に通報しなければならない。

- 4 町の執行機関等は、前項に規定する措置を講じた場合において、不当要求行為等をした者が当該不当要求行為等を中止しないとき又は再度同様の不当要求行為等をしたときは、法令遵守監察員と協議し、告訴、告発、仮処分命令の申立てその他当該不当要求行為等を排除するために必要な法的措置を講じなければならない。

- 5 町の執行機関は、不当要求行為等をした者が町の競争入札の参加資格業者であるときは、別に定めるところにより指名停止その他必要な措置を講ずるものとする。

(職員等への配慮)

第18条 町の執行機関等は、職員等がその正当な職務行為に起因して、不当要求行為等をした者その他の者から不当な権利侵害を受けることがないよう配慮し、及び職員等が不当な権利侵害を受けた場合は、法令遵守監察員と協議し、当該職員等に対し、援助、保護その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 町の執行機関等は、前条の規定による措置に関わった職員等が不利益な取扱いを受けることがないよう、必要な配慮を行わなければならない。

3 前条の規定による措置に関わった職員等が不利益な取扱いを受けたときは、当該職員等は、法令遵守監察員にその是正を申し立てることができる。

4 第15条第4項の規定は、前項の規定による申立ての場合について準用する。

(出資団体等の責務)

第19条 出資団体等は、第17条及び前条の規定に準じて、不当要求行為等に対し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 町長は、出資団体等に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

第4章 雑則

(運用状況の公表)

第20条 町長は、毎年度、公益通報及び不当要求行為等の件数並びにそれらの概要その他この条例の運用に関する状況を取りまとめ、その内容をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

2 町長は、前項の規定により公表をしようとするときは、美幌町個人情報保護条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護に留意しつつ、関係者の正当な利益又は公共の利益を害することのないよう努めなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

この条例は、平成26年1月1日から施行する。